

新潟市食育マスター制度登録要綱

新潟市食育マスター登録要綱（平成30年4月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 食に関する優れた知識、技術、技能及び経験を有する個人又は団体その他企業等を食育マスターとして登録し、学校や地域団体等（以下「団体等」という。）が行う食育活動の講師、指導者等となることで、市民の食育の推進を図る。

（事業）

第2条 食育マスター制度の事業は、次のとおりとする。

- （1） 食育マスターの登録・変更及び取り消しに関すること。
- （2） 食育マスターの情報の管理及び提供に関すること。
- （3） 食育マスターの利用推進に関すること。
- （4） その他食育マスター制度について必要なこと。

（設置主体）

第3条 食育マスター制度の設置主体は、新潟市（以下「市」という。）とする。

（登録要件）

第4条 市は、次に掲げる要件をすべて満たした個人又は企業その他の団体を食育マスターとして登録する。（以下「登録者」という。）

- （1） 新潟県内に居住し、又は新潟県内に事業拠点を有する者。
- （2） 新潟市の食育推進の目的及び本要綱の趣旨を理解し、賛同する者。
- （3） 食に関する優れた知識、技術、技能及び経験を有し、食育活動の普及啓発に進んで協力する意思のある者。
- （4） 法令違反をしていない者。
- （5） 政治・宗教・営利活動を目的としない者。

（登録者の活動内容）

第5条 登録者は、食に関する得意分野を活かした、次に掲げる食育活動を行う。

- （1） 食育に関する講演会・講習会・学習会・研修会等
- （2） その他の食育に関する活動

（登録の手続き）

第6条 登録を希望する者は、新潟市食育マスター登録申請書（別記様式第1号）を市に提出する。

2 市は、前項の規定による提出を受けたときは、内容を選考し、適当と認めたときは、新潟市食育マスター登録通知書（別記様式第2号）により、不適切と認めたときは、新潟市食育マスター登録不承諾通知書（別記様式第3号）により通知する。

3 市は、前項により決定した登録者については、新潟市食育マスター登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）を作成し管理する。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、登録基準日（平成31年4月1日及び同日から3年ごとの日）をい

う。以下同じ。) から3年間とする。ただし、登録基準日後に、登録された者にあつては、当該登録された日から同日の属する有効期間の末日までとする。

(登録の更新)

第8条 市は、新潟市食育マスター登録申請書(別記様式第1号)により登録者の意思を確認の上、登録を更新することができる。

2 更新に当たっては、第4条の規定を準用する。

3 更新を辞退する場合は、新潟市食育マスター辞退届(別記様式第4号)を提出する。

(登録の変更)

第9条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに新潟市食育マスター登録申請書(別記様式第1号)により市に届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第10条 市は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは登録の取り消しを行う。

(1) 登録者から申し出があつたとき。

(2) 登録及び継続が不相当と認められるとき。

(3) 登録更新の意思が不明なとき。

(4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(個人情報の保護)

第11条 市は、登録名簿の内容が個人情報であることを留意し、その保護に配慮する。

2 利用者は、登録者の個人情報を本人の承諾なしに他者に提供したり、目的外の利用をしてはならない。

3 登録者は、食育マスター制度を通じた活動において知り得た個人情報を本人の承諾なしに他者に提供したり、目的外の利用をしてはならない。

(登録者の利用)

第12条 登録者の情報提供を受けることができる者は、原則として、新潟市内に住所を置く団体等とする。

2 市は、団体等からの要望に応じ、登録者名簿により、必要な情報を提供する。ただし、適当と認められない場合においては、情報提供を拒むことができる。

3 情報の提供を受けた団体等は、登録者と直接交渉し、活動終了後は、利用報告書(別記様式第5号)を市に提出する。

(費用)

第13条 活動を実施するに当たり、必要な材料費等の実費については、原則として団体等が負担する。謝礼等については、登録者と団体等で相談の上、決定する。

2 登録者、利用者とも、本制度の趣旨に鑑み、謝礼は過度にならないように配慮する。

(登録者の責務)

第14条 登録者は、活動に際し、法令を順守するほか、事故防止等の対策を講じ、活動を安全に行わなければならない。

2 登録者は、市からの求めに応じ、活動報告を行わなければならない。

3 活動に際し、発生した事故等に関しては、登録者と団体等で解決をすると同時に、市に対

し報告しなければならない。

(事務)

第15条 食育マスターに係る事務は、新潟市農林水産部において行う。

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の新潟市食育マスター登録要綱及び新潟市食育マスター派遣要綱の規定により行った手続きその他の行為は、この要綱の相当規定により行った手続きその他の行為とみなす。

(新潟市食育マスター派遣要綱の廃止)

3 新潟市食育マスター派遣要綱（平成30年4月1日制定）は廃止する。

新潟市食育マスター登録申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

ふりがな 氏名			生年 月 日	西暦 年 月 日
自宅住所等	〒		TEL () - - FAX () - - 携帯 - - E-mail	
勤務先			役職	
勤務先住所等	〒		TEL () - - FAX () - - 携帯 - - E-mail	
連絡を取る場合の連絡先		自宅 携帯 勤務先		
得意分野	該当する番号すべてに○をつけてください。空欄に特に得意とするものについて記入してください。			
1 食文化・食生活				
2 食品（製造・流通・加工）				
3 農業等生産				
4 健康管理・栄養				
5 その他				
これまで実施したことの講座・実習		（食に関連したもの）		
資格等	（食に関連したもの）			
経歴等	（食に関連したもの）			
活動可能な区に○をしてください	・全区可能 ・北区 東区 中央区 秋葉区 江南区 南区 西区 西蒲区			

※公開名簿には住所・連絡先電話番号等・生年月日は掲載いたしません。

別記様式第2号（第6条関係）

新潟市食育マスター登録通知書

年 月 日

様

新 潟 市 長

年 月 日付けで登録申請のあった内容について、審査の結果、適当であると判断したので、下記のとおり登録します。

記

登 録 番 号

登録年月日 年 月 日

登 録 期 間 年 月 日 ～ 年 3月31日

別記様式第3号（第6条関係）

新潟市食育マスター登録不承諾通知書

年 月 日

様

新 潟 市 長

年 月 日付けで登録申請のあった内容について、審査の結果、下記の理由により承認することができませんので通知します。

記

理 由

別記様式第4号（第8条関係）

新潟市食育マスター辞退届

私は、「新潟市食育マスター」の更新を希望しませんので、登録の取り消しを依頼します。

年 月 日

ご署名

新潟市食育マスター利用報告書

年 月 日

団体名

代表者氏名

下記の通り、食育マスターを依頼した結果を報告します。

1 催事名					
2 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
3 活動場所					
4 対象者					
5 参加人数等		計	内 訳	男	女
	成 人	人		人	人
	子ども	人		人	人
6 実施形態（複数回答可） ※番号に○印	1 調理実習 2 講話 3 その他 ()				
7 テーマ ※番号に○印	1 郷土料理（主に作ったもの） 2 旬の食材、地場産食材を利用したもの 3 防災食 4 減塩食，生活習慣病予防食 5 魚料理 6 その他 ()				
8 活動を依頼した マスター ※個人又は団体のいずれかに記入	個人（活動者氏名） 団体名と活動人数 () 人				
9 費用負担	利用者の参加費	円／人			
	謝礼等	円			
10 感想・意見等					
11 新潟市食育マスター制度に対する感想やご意見					
12 担当者連絡先等	氏 名				
	住 所				
	電話番号				